

「知財総合支援窓口運營業務」民間競争入札実施要項（案）に対する意見への回答

ご意見				回答	実施要綱案の修正		
No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	意見内容	意見の理由	回答	実施要綱案の修正
1	栃木県	知財総合支援窓口運營業務にかかる実施計画書（仕様書）	3. 事業の内容 (1)窓口の設置 ④	臨時窓口における相談対応は窓口支援担当者が行うこととの記載があるが、相談対応者ではダメなのか。	相談対応者でも対応可能と考えるため。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
2	栃木県	知財総合支援窓口運營業務にかかる実施計画書（仕様書）	3. 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ①事業責任者（事業責任者業務実施において遵守すべき事項）	常設窓口の開催時間中は必ず1名以上の窓口支援担当者を配置するようスケジュール調整を行うこととの記載があるが、相談対応者ではダメなのか。	相談対応者でも対応可能と考えるため。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
3	群馬県	実施要項(案)	2 本事業の概要	「本事業は民間事業者へ委託することにより実施する」とあるが、委託ではなく、請負として実施する方がより多くの民間事業者の参入が期待できるのではないのか。	平成30・31年度は請負として実施されており、委託に変更する必要はないのではないかと推察するが、また、請負の方が企業努力により利益を増やすことが可能となることから、「委託」よりも民間事業者の入札参加のインセンティブが高まると考えられる。請負から委託への変更は、民間企業の参入機会を狭めることにつながらないか。	実施要項「1. 趣旨」に記載のとおり、今回の調達においては、公共サービス改革に関する法律に基づき、民間事業者の創意工夫を活用し、公共サービスの質の向上と経費の削減を図る目的で総合評価落札方式による委託契約としております。委託契約とすることで、経費の概算払が可能となり、民間事業者の事業資金の負担軽減が図られ、新たな事業者の入札参加が期待されるものと考えています。	無
4	群馬県	実施計画書(仕様書)	3 事業の内容 (1)窓口の設置 ④	「臨時の窓口を24回程度開設すること。」となっているが、常設窓口を2箇所以上設ける場合は、臨時窓口の開設回数を減らすことを認められたい。	常設窓口から遠く離れた中小企業等の便宜を図ることが臨時窓口開設の目的の一つであると推察するが、常設窓口を複数設けることにより、その役割を一定程度担えるものとする。	常設窓口を複数設置する場合、いずれかの窓口を常設窓口とし、その他の窓口を臨時窓口として位置づけることで、その窓口の開所日数を臨時窓口の開設回数に含めることは可能です。その旨、企画提案書にてご提案ください。	無
5	群馬県	実施計画書(仕様書)	3 事業の内容 (2)窓口設備等の準備 ②	「常設窓口には2つ以上の相談ブースを設けること」となっているが、常設窓口を2箇所以上設ける場合、それぞれの窓口ごとに2箇所以上設ける必要があるのか明示されたい。	2か所目を設け、相談員1名を配置することを検討しているが、相談員1名の場合、相談ブースは一つで足りると考える。	常設窓口の2箇所目以降の設置については提案事項といたしておりますので、2つ以上の相談ブースを設けることは必須としていません。左記にかかる必要性・メリット等がある場合は企画提案書にて提案してください。	無
6	群馬県	実施計画書(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ①事業責任者	「週の過半は、本事業に従事可能な者であること。」となっているが、すべての週において「過半」であることを要求するものではなく、年間を通じた従事時間が「過半」であれば可とすることを明示されたい。	他の職務と兼任する場合、特定の週において他の職務が集中するなどにより窓口運營業務に従事する時間が過半とならない場合が想定されるため。	仕様書記載のとおり事業責任者には窓口支援担当者等の勤務日程の調整やINPITとの連絡調整等、窓口全体のマネジメントを義務づけています。年間を通して過半とした場合、週間や月間といった単位で不在となり業務が滞る恐れがあることから、仕様書の変更はいたしません。ただし、事業責任者の代行者の任命又は配置により、上記の恐れが払拭できるとの提案がある場合はその限りではありません。	無
7	群馬県	実施計画書(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ②相談対応者	「相談対応者を常勤換算で3名雇用・配置すること。」となっているが、「原則として3名」または「概ね3名」とされたい。	非常勤職員を組み合わせた場合、ぴったり「3名」とならない場合があるため。	非常勤職員の組み合わせにより、3.2名や3.5名分の換算となっても差し支えありません。このため特段仕様書の修正は行いません。ただし、当館が想定する予算上の想定人数は仕様書記載の通りとなります。	無
8	群馬県	実施計画書(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ②相談対応者<相談対応者業務実施において順守すべき事項>の「有料公告」に関する部分	有料公告が認められる場合について、より明瞭に記載されたい。	有料公告(広告?)については、36ページに「INPITへの報告を行った上で」とあり、106ページに「特段の理由の無い限り、有料の広告を利用した理解増進活動は認められていません」と記載されており、提案書や支出計画書に記載することが適当なのか否かの判断が難しい。	別紙9知財総合支援窓口相談実務ガイドラインの記載については、現行事業に関するものとなります。次期事業においてはこの制限を除き、有料公告を利用した広報や周知活動を事業費として計上可能にしています。	無
9	群馬県	実施計画書(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ③事務担当者	雇用・配置する事務担当者について、本事業以外の他の職務との兼任も認めることを明示されたい。また、兼任を認める場合は、「1名」に限定せず、複数名で事務を処理することも認めていただきたい。また、本事業と他の業務とを合わせて事務処理した場合(経費支出手続きなど)、本事業の経費として認めていただきたい。	事業責任者については、34ページに「他の職務との兼任も可とする」旨が明示されているが、事務担当者については兼任に関する記述がなく、兼任が認められるかどうか明確でない。実務的には経理処理などは他の業務と合わせて処理することが合理的と考えられる。	ご意見を踏まえ兼任も可とする旨、追記いたします。なお、人数についても複数人でも可といたしますが、当館が想定する予算上の人数は仕様書の通りとなります。	有
10	群馬県	実施計画書(仕様書)	①域内中小企業等への戸別訪問を行うこと	周知のために個別訪問を実施するかどうかについては、民間事業者の判断に委ねられたい。	周知のための個別訪問は効率的でないとする。	周知活動については個別訪問の実施の他、中小企業等が集まるイベントにおける窓口事業紹介の実施等を想定しています。民間事業者においては、周知活動の効果を高める提案を行うことも可能です。	無
11	埼玉県	知財総合支援窓口運營業務にかかる実施計画書（仕様書）	5 委託費に関する考え方(3)	「不適切と認められたその経費については支出を認めない。」とあるが、委託事業の項目に一般管理費は計上されるのか。	事業費として認められない経費を民間事業者負担にするのは困難なことから、そこを補う一般管理費を認めてもらいたい。 ※よらず支援拠点事業についても事業費の10%の管理費が認められている。	一般管理費を計上して差し支えありません。一般管理費の算出方法等含む考え方は仕様書別添1 委託事業事務処理マニュアルを参照してください。	無
12	埼玉県	知財総合支援窓口運營業務にかかる実施計画書（仕様書）	第2 知財総合支援窓口運營業務の詳細 3 事業の内容 (1)窓口の設置 ④	「臨時窓口を24回程度開設すること。」となっているが、予め日程や会場を設定しないとしないのか。	WEBによる電話相談や直接企業に出向く相談も臨時窓口としてカウントしてほしい。	臨時窓口の設置については提案事項（加算項目）としております。WEBによる電話相談や直接企業に出向く相談は臨時窓口の開設回数には含まれません。	無

No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	ご意見		回答	実施要項案の修正
				意見内容	意見の理由		
13	埼玉県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書(仕様書)	第2 知財総合支援窓口運営業務の詳細 3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ①事業責任者	埼玉県公社のプロパー職員であっても、事業責任者の人件費は、事業費として計上できるのか。	県からの補助金が年々縮小されるため、職員1名でも計上できるとありがたい。	人件費として計上して差し支えありません。 なお、支払いは当該事業に従事した時間のみが対象となり、委託事業事務処理マニュアル14ページに記載のとおり業務日誌には他の委託・補助事業及び自主事業等の従事時間・内容を当該委託事業と分け、重複した支出とならないように整理する必要があります。	無
14	埼玉県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書(仕様書)	第2 知財総合支援窓口運営業務の詳細 3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ②相談対応者	「相談対応者を常勤換算で4名雇用・配置すること。」とあるが、4名雇用・配置は必達なのか。	埼玉県の場合、年間2,600件の相談件数を達成するための雇用人数と思われるが、常設3名でも達成可能であるならば、4名に限定することなく、3~4名と幅を持たせても良いのではないか。	民間事業者の工夫により少ない人数でも目標達成が可能と見込まれる場合は、その旨を提案事項とすることは差し支えありません。	無
15	埼玉県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書(仕様書)	第2 知財総合支援窓口運営業務の詳細 3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ②相談対応者<相談対応者業務実施において遵守すべき事項>	「・相談対応者の年間における出張の上限は、域内中小企業等への訪問支援を122回、訪問による周知活動を125回とする。」とあるが、この回数はそれぞれ、相談対応者1名当たりの回数と見て良いのか。	全体で122回乃至125回では年間相談件数との開きが大きすぎると判断した。	相談対応者全体の回数です。 なお、周知活動については、こうした相談対応者による実施のほか、窓口相談支援事業者が配置する窓口支援担当者へ協力依頼することも可能です。	無
16	埼玉県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書(仕様書)	第2 知財総合支援窓口運営業務の詳細 3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ②事務担当者	「窓口運営に必要な事務処理を担当する事務担当者を1名雇用・配置すること。」とあるが、1名以上は認められないということか。	委託業務によって事務量が増えることが見込まれることから、1~2名の雇用・配置を認めてほしい。併せて、事務補助者の設置も予算内で認めてほしい。	本事業においては雇用する事務担当者は1名のみを想定しております。 ただし別紙14知財総合支援窓口運営業務の経費について(5)に記載のとおり、事業費の範囲内において、補助員にかかる経費を計上することは差し支えありません。	無
17	東京都	知財総合支援窓口運営業務(東京都)民間競争入札実施要項(案)	2. 本事業の概要 7. 落札者を決定するための評価基準その他落札者の決定に関する事項 7.1.実施する者の決定に関する事項	委託契約を従前の請負契約とし、また、総合評価落札方式を企画競争方式にすべきと考えます。	本事業は知的財産に関する相談・支援を通じて中小企業等が知的財産を事業に活かし、産業の発展を図ることを目的とする公共性の高い事業であること、また、相談者に対して質の高い情報の提供、アドバイスを行う等の対応が求められています。しかしながら、価格競争による入札額の提示は、低価格での入札を招き、本事業のサービス低下を招きかねないと懸念します。	実施要項「1. 趣旨」に記載のとおり、今回の調達においては、公共サービス改革に関する法律に基づき、民間事業者の創意工夫を活用し、公共サービスの質の向上と経費の削減を図る目的で総合評価落札方式による委託契約としております。 委託契約とすることで、経費の概算払が可能となり、民間事業者の事業資金の負担軽減が図られるものと考えています。	無
18	山梨県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書(仕様書)	(1)窓口の設置	臨時の窓口を36回程度開設すること。	設置を予定しても相談者がいなければ無駄な待機となり開設費用も無駄となってしまう恐れがある。 開設は計画しても予約がなければ実施しない。つまり36回に拘らないという考え方は出来ないでしょうか。	臨時窓口開設の計画は行ったが、結果として仕様書の回数を下回ってしまった場合、委託費については、事業の実施に要した経費のみの支払となります。	無
19	山梨県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書(仕様書)	(2)窓口設備等の準備	序文の中で相談件数を2,000件を想定している。	平成30年度の相談件数2,605件に対し、77%にダウンしているが、県として中小企業支援を伸ばそうとしている施策に逆行してしまうのではないかと考えます。 特に、地域知財活性化行動計画、県の中小企業への施策(*1)に基づき、県は県内中小企業の知財支援の拡大を目指し、30年度の相談支援件数を実現させてきました。 30年度の県内の知財窓口利用数及び現人数に基づいて人数を算定すべきと考えます。 *1 「ダイナミックやまなし総合計画」(H27年12月策定)、「山梨県中小企業・小規模企業振興計画」(H28年3月策定)中小企業経営革新サポート事業	本実施要項における相談件数は、都道府県内の中小企業数等を元に最低限実施すべき件数として設定したものであり、それ以上の相談対応を妨げるものではありません。 また、人員数については、上記相談件数を行うという観点から必要な人数を設定したものです。 応札者の判断で増員することは可能ですが、当館の予算上の想定は仕様書に記載の人数となります。	無
20	山梨県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書(仕様書)	②相談対応者	周知活動等を行う相談対応者を常勤換算で2名雇用・配置すること。	上記内容との関連が有りますが、周知活動は外に出る機会が多く地域性も考慮すると、兼ねながらの窓口相談対応を考えると3名が妥当と思います。	周知活動は窓口相談支援事業者が配置する窓口支援担当者も可能とする予定です。	無
21	静岡県	知財総合支援窓口運営業務(静岡県)民間競争入札実施要項(案)	経理処理のてびき <主な対象経費項目及びその定義>	その他諸経費の通信運搬費(通信・電話料等)とありますが、ネット回線料金基本料、プロバイダ料金の他通話料も予算に計上してよろしいでしょうか	静岡は3箇所を設置していて、特に東部は担当者1名しかおらず、外出時に留守電を聞いて、後日、折り返し電話することが多いので、年間で通話料金がかさむため	対象経費としていただいて差し支えありません。 ただし、委託事業事務処理マニュアルに記載の通り、経理書類から当該事業のために使用されることが特定・確認できるように整理を行っておいください。	無
22	静岡県	知財総合支援窓口運営業務(静岡県)民間競争入札実施要項(案)	5知財総合支援窓口での業務活動 5-2周知活動。フォローアップ活動 1)周知活動	ウェブやメルマガの保守料、ウェブの外部への委託料は計上できますか?	県協会独自のウェブサイトから最新情報、メルマガにて周知等を業者に依頼しています	知財ポータル以外に当該受託者(民間事業者)が独自で作成した知財総合支援窓口のウェブサイトについては対象となりますが、例えば受託者(民間事業者)の企業情報等を掲載したHPの維持管理費用等は対象外となります。 メルマガの保守料については当該事業分の費用の切り分けが可能であれば対象経費としていただいて問題ありません。	無

No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	ご意見		回答	実施要項案の修正
				意見内容	意見の理由		
23	静岡県	実施計画書案(仕様書)	第2 3 (1)窓口の設置 ③	「原則」とされているが、臨時窓口の開設時間については、弾力的な対応も可能としてもらいたい。	臨時窓口は、設置場所の事情もあるため	仕様書に記載のとおり、臨時窓口の開設時間については、1開催(1日)につき3時間以上開催していれば問題ありません。	無
24	静岡県	実施計画書案(仕様書)	第2 3 (1)窓口の設置 ④	臨時窓口の相談対応については、「窓口支援担当者」を「窓口支援担当者又は相談対応者」に変更してもらいたい。	臨時窓口は、地域的に、また、日程的に相談対応者が行わざるを得ない場合もあるため	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
25	静岡県	実施計画書案(仕様書)	第2 3 (1)窓口の設置 ④	臨時窓口の広さについては、弾力的な対応も可能としてもらいたい。	臨時窓口は、設置場所の事情もあるため	仕様書に記載のとおり、支援担当者等及び相談者2名の計3名が収容できる広さ(18㎡)を基本としますが、会場等の実情に応じ適宜増減することは差し支えありません。	無
26	静岡県	実施計画書案(仕様書)	第2 3 (2)窓口設備等の準備 ②	相談ブースについては、窓口支援担当者又は相談対応者が1名の常設窓口の場合は、弾力的な対応も可能としてもらいたい。	複数の相談ブースを設ける必要はないため	常設窓口の2箇所目以降の設置については提案事項といたしておりますので、2つ以上の相談ブースを設けることは必須としていません。左記にかかる必要性・メリット等がある場合は企画提案書にて提案してください。	無
27	静岡県	実施計画書案(仕様書)	第2 3 (2)窓口設備等の準備 ④ カ	臨時窓口や訪問先の企業等で使用可能なPCについて、具体的にどのような機能を求めていますか。(モバイル等)		想定される支援内容に応じてPCをご準備いただければと思います。例としてWi-Fi等インターネットへの接続機能等を併せて準備し、訪問先にてJ-Platpatの開設を行う。書類の雛形等をダウンロードし提供する。等が挙げられるかと思えます。	無
28	静岡県	実施計画書案(仕様書)	第2 3 (3)人員体制及び実施すべき業務 ①事業責任者 <事業責任者業務実施において遵守すべき事項>	常設窓口配置する者については、「窓口支援担当者」を「窓口支援担当者又は相談対応者」に変更してもらいたい。	静岡県は、東西に長く、県域が広いこと、相談者の利便性を考慮すると、3箇所の常設窓口の設置は必要であるが、窓口支援担当者は2名に限られているため、1箇所の常設窓口では相談対応者が対応せざるを得ない。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
29	静岡県	実施計画書案(仕様書)	第2 3 (3)人員体制及び実施すべき業務 ①事業責任者 <事業責任者業務実施において遵守すべき事項>	常設窓口の窓口支援担当者又は相談対応者の配置については、弾力的な対応も可能としてもらいたい。	1名の配置の場合は、その者が出張した際には不在となるため	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
30	静岡県	実施計画書案(仕様書)	第2 3 (3)人員体制及び実施すべき業務 ②相談対応者 <相談対応者業務実施において遵守すべき事項>	訪問支援回数については、弾力的な対応も可能としてもらいたい。	支援内容、対象企業の状況により、派遣専門家の活用も含め、訪問支援が必要となるため	必要に応じ仕様書に記載の回数以上の支援を行うことは妨げません。ただし、当館が想定する予算上の回数は、仕様書に記載の通りとなります。	無
31	静岡県	実施計画書案(仕様書)	第2 3 (3)人員体制及び実施すべき業務 ②相談対応者 <相談対応者業務実施において遵守すべき事項>	リーフレットの作成部数については、弾力的な対応も可能としてもらいたい。	静岡県は、商工会35、商工会議所15、地方銀行4、信用金庫9、農林事務所7という状況であり、その他に、支援機関会議、セミナー、説明会等での配付も必要であることから、1,500部では足りないため	必要に応じ仕様書に記載の部数以上の作成を行うことは妨げません。ただし、当館が想定する予算上の部数は仕様書に記載の通りとなります。	無
32	静岡県	実施計画書案(仕様書)	別紙4 専門家活用における実施観点及び注意点 ③専門家活用にかかる注意事項等	6点掲げられているが、1～4点目については、派遣専門家に係る事項と理解してよろしいか。		1点目は配置・派遣専門家共通、2～4点目は派遣専門家にかかる記載となります。ご指摘の通り分かりにくい記載と思われるので、修正を行います。	有
33	静岡県	実施計画書案(仕様書)	別紙14 知財総合支援窓口運営業務の経費について 2事業費 (2)借料	駐車場(勤務場所、出張先)の借料を対象経費としてもらいたい。	支援担当者が企業訪問、周知活動等の業務を機動的、効率的に行うため	INPITとしては、別添2-1知財総合支援窓口運営業務出張旅費規程(案)10ページ6.車賃(3)自家用車等の使用について③交通費等の支給についてiv)のとおり支出を想定しておりません。ただし、駐車料金については、民間事業者の規程等で支給にかかる規程が定められ、認められており(就業規定等で自家用車での通勤が認められ、駐車料金が通勤手当等の諸手当として認められている場合や、旅費規程により駐車料金にかかる支給が規程されているような場合)、かつ本事業のみに利用されていることが書類等により証明される場合は、この限りではありません。	無
34	静岡県	総合評価手順書	1 1.3 価格点	応札者が1者のみで、その者の入札価格が予定価格を上回った場合、その者との見積合わせにより落札者を決定することもありますか。		実施要項7.3.初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いに記載のとおりです。	無
35	新潟県	知財総合支援窓口運営業務(新潟県)民間競争入札実施要項(案)	6.入札参加する者の募集に関する事項 6.2入札実施手続(2)提出書類	・「入札書」のひな型を示してください。 ・「年度別内訳書」と仕様書別紙15の「支出計画書」の違いが判りません。	・初めての事務で適切な入札書の形式が判りません。 ・記載事項が違えば留意しますが、同じ内容なら表題を書き換えるだけで済みます。	・入札書のひな型については入札説明会にて配布予定の資料に添付する予定です。 ・ご指摘のとおり同等な内容となりますので「支出計画書」で統一いたします。	有
36	新潟県	知財総合支援窓口運営業務(新潟県)民間競争入札実施要項(案)	7.落札者を決定するための評価基準その他落札者の決定に関する事項 7.1実施する者の決定に関する事項 (2)落札方式及び得点配分 ②総合評価点の計算	価格点の計算式によると、入札価格が低ければ低いほどポイントが高くなりますが、「1円入札」の例もあります。最低制限価格は設けないのですか。	「安いほど良い」なら実現可能性を犠牲にした低価格で入札する事業者が現れます。予定価格以外に、実施に必要な十分な下限額を設定した制限価格が必要かと思えます。	最低制限価格を設けることはありません。なお、別冊2知財総合支援窓口運営業務総合評価手順書1ページ記載のとおり、入札価格が予定価格の6割を下回り、契約内容に適合した履行がなされないおそれがある場合は、低入札価格調査として、入札者への事情聴取、関係機関等への照会等の調査を行った上で、事業実施者を決定します。	無

No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	ご意見		回答	実施要項案の修正
				意見内容	意見の理由		
37	新潟県	知財総合支援窓口運営業務(新潟県)民間競争入札実施要項(案)	9. 民間事業者がINPITに対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項 (3)指示	最終的に目的未達成が確定した場合はどうなりますか。委託料の減額や契約解除などの処分がありますか。	事業者としてはKPI未達成の場合の結果を知っておきたいです。	実施要項7ページ9. (3) 指示記載のとおり、民間事業者の実績が目標値を下回った又は下回ることが明らかとなったと判断したときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第27条に基づき、民間事業者に対し、必要な措置を採るべきことを指示いたします。	無
38	新潟県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書(仕様書)	第2 知財総合支援窓口運営業務の詳細 3 事業の内容 (1) 窓口の設置 ③	窓口開設時間が午前9時から午後5時までとされていますが、現在、窓口担当者の勤務は午前8時半から午後5時15分です。窓口担当者の勤務時間短縮になりますか。	目標数値が大幅に上がる中で、窓口担当者の勤務時間短縮は、方向性が逆のように思います。	常設窓口の開設時間については、9時～17時等、原則8時間以上の開設を必須としますが、仕様書記載のとおり設置場所の事情や民間事業者の工夫、中小企業等の利便性を考慮し、早期開始や延長等を含めた変更を行うことは差し支えありません。また、必要に応じて窓口担当者の勤務時間の調整を行うことも差し支えありません。	無
39	新潟県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書(仕様書)	第2 知財総合支援窓口運営業務の詳細 3 事業の内容 (1) 窓口の設置 ③	現在、窓口担当者の勤務は8:30-17:15、相談対応者は9:00-17:00です。現在の勤務時間を前提に常設の複数窓口に入を配置する場合、窓口ごとに開設時間が異なることは可能ですか？	当窓口では、来年度、長岡に2つ目の常設窓口開設を構想しています。例えば、新潟窓口は8:30-17:15、長岡窓口は9:00-17:00となることがあり得るのですが…。	常設窓口の開設時間については、9時～17時等、原則8時間以上の開設を必須としますが、仕様書記載のとおり設置場所の事情や民間事業者の工夫、中小企業等の利便性を考慮し、早期開始や延長等を含めた変更を行うことは差し支えありません。また、必要に応じて窓口担当者の勤務時間の調整を行うことも差し支えありません。	無
40	新潟県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書(仕様書)	第2 知財総合支援窓口運営業務の詳細 3 事業の内容 (1) 窓口の設置 ④	臨時窓口での相談は「窓口担当者」が行うとされていますが、「相談対応者」も相談できることにしてください。	広い県内で臨時窓口を巡回するには時間がかかります。2名の窓口担当者だけでは無理があり、相談対応者を3名に増やした効果も限られます。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
41	新潟県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書(仕様書)	第2 知財総合支援窓口運営業務の詳細 3 事業の内容 (3) 人員体制及び実施すべき業務 ② 相談対応者<相談対応者業務実施において順守すべき事項>	相談対応者の年間出張回数に上限がかかりました。現在の実績からするとこの程度かと思いますが、相談対応者が1名増えることを考えると、周知件数などに余裕が欲しい所です。	相談件数目標が2,200件と今年度目標1,450件を5割以上上回っており、県の広さを考えると、こちらから出向くことも今まで以上に増えることが想定されます。	必要に応じ仕様書に記載の回数以上の支援を行うことは妨げません。ただし、当館が想定する予算上の回数は、仕様書に記載の通りとなります。	無
42	愛知県	知財総合支援窓口運営業務(愛知県)民間競争入札実施要項(案)	6. 入札に参加する者の募集に関する事項 6.2入札実施手続 (2)提出書類	入札金額に係る最低制限価格はありますか。また、上限額はありますか。	前回の公募では予算規模上限額が提示され、これに基づき提案書を作成しました。今回は入札ということですが、左記のような金額の目安は一切示されないということでしょうか。	総合評価落札方式による調達のため、最低制限価格や上限額など予算規模を示すことはできません。	無
43	愛知県	知財総合支援窓口運営業務(愛知県)民間競争入札実施要項(案)	7. 落札者を決定するための評価基準その他落札者の決定に関する事項 7.1実施する者の決定に関する事項 (1)①必須項目審査	末尾にかっこ書きで、1つでも満たしていない場合は不合格となる、とありますが、この意味は「入札の資格の喪失」を意味するのでしょうか。それとも「基礎点が0点」を意味するのでしょうか。	必須項目を満たすことは前提と考えていますが、その重要性についてご教示ください。	基礎点項目については、事業の実施に当たって必要とする最低限の要求要件としているため、1つでも満たされない場合、契約内容に適合した履行がなされないと判断し、入札参加資格の喪失となります。	無
44	愛知県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書(仕様書)	第1総則 4 事業の実施体制 (1)事業全体概要について	現体制と比較すると、理解増進担当者が削除されています。人員体制を見直し、削減するということでしょうか。広報担当者は必須かと思えます。	INPITから新規案件のさらなる獲得を求められていること、また31ページに記載されているように4,000件の相談件数を達成することを求められていることから、事業の広報は極めて重要であり、現状の人員体制を維持したいと考えます。	本実施要項における人員数については、本事業の実施に必要な人数を設定したものです。周知活動については、相談対応者が実施することを想定しており、窓口支援対応者が実施することも可能としています。また、周知資料作成業務については、事務補助者が作成することを想定しています。なお、必要に応じ仕様書に記載の回数以上の支援を行うことは妨げません。ただし、当館が想定する予算上の回数は、仕様書に記載の通りとなります。	無
45	愛知県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書(仕様書)	第2知財総合支援窓口運営業務の詳細 3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ②相談対応者	現体制では非常勤含めて8名の相談対応者を配置しています。常勤換算での6名雇用とは、人員の削減と、勤務条件の変更を想定しているのでしょうか。また、従来理解増進担当者が従事していた周知資料作成等の業務を相談対応者が行うのは業務過多と思われるます。	現体制からの実質の人員増が見込まれないのであれば、上記No.3の意見に関連し、高い目標数値の達成を求められる中で、広報業務は従来通り別途広報担当者を設け、集約することが望ましいと考えます。	必要に応じ仕様書に記載の回数以上の支援を行うことは妨げません。ただし、当館が想定する予算上の回数は、仕様書に記載の通りとなります。	無
46	岐阜県	知財総合支援窓口運営業務(岐阜県)民間競争入札実施要項(案)	<相談対応者業務実施において遵守すべき事項> ・相談対応者の年間における出張の上限は、域内中小企業への訪問支援を305回、訪問による周知活動を125回とする。	・出張上限を上げていただきたい。	・岐阜県における相談件数2,200を達成するためには、出張により獲得しなければならない状況にあるため。	必要に応じ仕様書に記載の回数以上の支援を行うことは妨げません。ただし、当館が想定する予算上の回数は、仕様書に記載の通りとなります。	無
47	岐阜県	知財総合支援窓口運営業務(岐阜県)民間競争入札実施要項(案)	<相談対応者業務実施において遵守すべき事項> ・民間業者は当該資料を元にリーフレットを1,500部作成し、同一都道府県内における関連機関50箇所程度へ必要部数を確認の上で発送、周知協力依頼を行うこと。	・作成部数を5,500部と上限を上げていただきたい。	・商工会議所17、商工会57、農業関係組合36等に各50部配布して5,500部となるため。	必要に応じ仕様書に記載の部数以上の作成を行うことは妨げません。ただし、当館が想定する予算上の部数は仕様書に記載の通りとなります。	無
48	岐阜県	知財総合支援窓口運営業務(岐阜県)民間競争入札実施要項(案)	③ 事務担当者 本事業実施のため、事業責任者や窓口支援担当者、相談対応者の業務全般の補助、また経理処理をはじめとした窓口運営に必要な事務処理を担当する事務担当者を1名雇用・配慮すること。	・事務担当者を2名雇用・配置することに変更していただきたい。	・岐阜窓口、各務原窓口の2箇所に配置したいため。	本事業においては雇用する事務担当者は1名のみを想定しております。ただし、別紙14知財総合支援窓口運営業務の経費について(5)に記載のとおり、事業費の範囲内において、補助員にかかる経費を計上することは差し支えありません。	無

No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	ご意見		回答	実施要項案の修正
				意見内容	意見の理由		
49	三重県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書	3 事業の内容(2)窓口設備等の準備 ④ 力	窓口イントラネットに接続するための専用PCの台数は、事業責任者及び相談員全員に配置すべきである。	複数の相談員が共有する環境では、業務に著しい不便が発生するため。(過去にその状態を経験し、大変困っていた)	専用PCの配置台数については落札予定者の決定後調整いたします。	無
50	三重県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書	3 事業の内容(2)窓口設備等の準備	各窓口において、相談員の出張等に使う自動車及び駐車場の予算計上が必要である。	出張等に必要のため。地方では公共交通機関が十分ではなく、自動車での移動が必要である。	INPITとしては、別添2-1知財総合支援窓口運営業務出張旅費規程(案)10ページ6.車賃(3)自家用車等の使用について③交通費等の支給についてiv)のとおり自家用車等に限り、その使用を許容しております。自動車等をリースする場合には想定しておりませんが、別添1委託事業事務処理マニュアル 6.備品費・借料及び損料に関する経理処理のとおりリース・レンタルに関する手続が行われていること。また、民間事業者において、規程等で定められ、本事業にのみ利用されていることが業務日誌等(運行日ごとに、運行時間、時間外運行時間、走行距離、燃料給油量、有料道路通行料、駐車料)により明らかにされる事を前提として、車両借料を含めた旅費が、公共交通機関を利用するより経済的であり、かつ、合理的なものであれば、その旨を提案してください。規定等についてINPITとの協議を経て、認められたに場合、その諸経費(駐車場代、高速代、ガソリン代等(社内規程によります。))も含めて計上することができますが、旅費の支給は認められません。	無
51	三重県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書	3 事業の内容(3)人員体制及び実施すべき業務 ②事業責任者 事業責任者業務実施において遵守すべき事項	常設窓口の開催時間中に必ず1名以上の配置をするのは、窓口支援担当者だけでなく相談対応者でも可とすること。	2名の窓口支援担当者だけを対象にしては、出張、休暇等でスケジュールが困難であるため。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
52	三重県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書	3 事業の内容(3)人員体制及び実施すべき業務 ③事務担当者	事務担当者の員数が1名では、事業運営が困難であり、2名を雇用が必要である。	現在、事業責任者(課長級)の人員費は他事業により賄い、事務担当者2名(事務責任者1名、事務担当者1名)を雇用する体制で運営している。本仕様の運営では同様の体制が必要であるため。	本事業においては雇用する事務担当者は1名のみを想定しております。ただし別紙14知財総合支援窓口運営業務の経費について(5)に記載のとおり、事業費の範囲内において、補助員にかかる経費を計上することは差し支えありません。	無
53	三重県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書	3 事業の内容(3)人員体制及び実施すべき業務	現在雇用されている理解増進対応者が記載されていないが、1名を雇用する必要がある。	新規相談者の獲得増大には、理解増進担当者による周知活動の効果が大きい。	周知活動について相談対応者による実施のほか、窓口相談支援事業者が配置する窓口支援担当者へ協力依頼することも可能です。	無
54	三重県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書	3 事業の内容(3)人員体制及び実施すべき業務	現在雇用されている業務補助員が記載されていないが、常設窓口に1名ずつ(計2名)を雇用する必要がある。	相談員の活動業務を補助するスタッフが必要のため。現在、窓口(2拠点)に1名ずつの補助員を配置している。本仕様の運営では同様の体制が必要であるため。	本事業においては雇用する事務担当者は1名のみを想定しております。ただし、別紙14知財総合支援窓口運営業務の経費について(5)に記載のとおり、事業費の範囲内において、補助員にかかる経費を計上することは差し支えありません。	無
55	三重県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書	3 事業の内容(8)経理処理業務 ②経理処理の電子化及びINPITへの送付	年度末は、支援センター全体での一括処理を行うため通常の期間より遅い設定とすること。	一括した決算処理を(決算)行うため。	個別の民間事業者の処理に特化した事情と思われるので、仕様書等の記載修正は行いません。入札実施後、質問者が事業実施者となり、運営上問題があれば個別にご相談ください。	無
56	三重県	知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書	3 事業の内容(12)その他業務における注意点 ②労働・衛生・安全管理に係る業務	有給休暇等必要な費用は、人件費において支出する旨を明記すべき。	働き方改革法改正(有給休暇義務化)を遵守するため。	有給休暇取得に伴う費用については以下の条件をすべて満たす場合には、人件費、賃金で被雇用者の有給休暇取得に伴う費用(従事時間)を計上することができます。 ①雇用契約書、労働条件通知書等で、当該被雇用者が本委託事業に従事することが明確になっていること ②雇用契約書、労働条件通知書等に有給休暇の取扱が規定されていること (規定されていない場合には雇用責任者の証明書、事業実施機関の規程等により明確になっていること。) ③委託事業に従事するために雇用されたことに伴い付与された有給休暇の日数の範囲内であること (有給休暇を付与することとなる日及び日数については、事業者の規程に基づきます。) なお、確定検査時に雇用契約書等の確認と併せて、出勤簿や業務日誌等により有給休暇取得の確認をさせていただきます。	無
57	富山県	実施計画書案(仕様書)	富山県の相談件数は、令和2年度及び3年度において、それぞれ1,700件を想定している。	この相談件数の想定は、どのようにして算定されたものなのか。	30年度の相談件数の実績と比べてかなり多く、これまでかなり件数を伸ばしてきたので、現状よりさらに大幅に増やすことはかなり難しいと考えられる。	本実施要項における相談件数は都道府県内の中小企業数等を元に最低限実施すべき件数として設定したものとします。	無
58	富山県	実施計画書案(仕様書)	窓口に来訪する相談者への相談・支援・・・また活用を促すための周知活動等を行う相談対応者を常勤換算で2名雇用・配置すること。	この相談対応者の配置基準は何をもとに算定されているのか。相談対応者の配置数については、各都道府県の実情に応じて弾力的な配置ができるようにしてほしい。	相談対応者の重要性は認識するが、その配置数については、一律に定めるものではなく、各地域における事情を考慮して事業者の意向により弾力的に配置し、柔軟な組織体制を築けるものにしてもらいたい。単純にただ増員しても効率的な組織運営がうまくできず、相談件数等が順調に増加するものではないと考えられる。	民間事業者の工夫により少ない人数でも目標達成が可能と見込まれる場合は、その旨を提案事項とすることは差し支えありません。	無

No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	ご意見		回答	実施要項案の修正
				意見内容	意見の理由		
59	富山県	実施計画書案(仕様書)		上記に関連して、現在、窓口業務実施計画書の中で「業務担当者」という位置付けとなっており、企業等を訪問して知財関連の周知活動を主に行っている人(非常勤)に相談業務も一部行ってもらい、これを相談対応者として位置づけることは可能か。		別紙5に記載されている相談対応者専任要件に該当していれば可能です。	無
60	富山県	実施計画書案(仕様書)	民間事業者において、同一都道府県内での有料広告を利用した広報や、セミナーの開催との周知活動を行う場合は、INPITへの報告を行った上で、当該都道府県の中小企業数に対し、単価20円を乗じた額以内にて実施すること。(企業数については5万社を上限とする)	左記の広報費については、総額で年間最大100万円ということなのか。(20円×50,000社)		広告費については、実施計画書(仕様書)10ページに記載の中小企業庁HPから当該都道府県の中小企業数を確認いただき、そちらに単価を乗じて算出してください。ただし、50,000社が上限値です。	無
61	大阪府	民間競争入札実施要項(案)	特に、「1. 趣旨」の記載内容全般、「7. 落札者を決定するための評価基準その他落札者の決定に関する事項」の記載内容全般	民間競争入札による委託事業ではなく、従来通り、企画提案公募による請負事業とすべきではないでしょうか。仮に民間競争入札とする場合には、落札方式(配点)を、入札価格(価格点)より、企画提案評価(技術点)をより重視すべきと考えます。	民間競争入札、とりわけ総合評価落札方式による入札では、価格点重視の入札競争になる可能性が高く、その結果、当該業務遂行能力・実績に欠ける民間事業者が落札した場合は、これまでの支援窓口運営業務および相談の質の劣化が心配されます。	実施要項「1. 趣旨」に記載のとおり、今回の調達においては、公共サービス改革に関する法律に基づき、民間事業者の創意工夫を活用し、公共サービスの質の向上と経費の削減を図る目的で総合評価落札方式による委託契約としております。なお、価格点と技術点の得点配分については、弊社HPに掲載されている「総合評価落札ガイドライン」をご参照してください。	無
62	大阪府	別冊1 知財総合支援窓口運営業務にかかる実施計画書(仕様書)	・ 相談対応者の年間における出張の上限は、域内中小企業等への訪問支援を698回、訪問による周知活動を125回とする	訪問支援の上限を1500回、訪問による周知活動の上限を200回としていただきたい。	30頁(仕様書4頁)冒頭に以下の記載があります。 第2 知財総合支援窓口運営業務の詳細 《1 事業の概要 【前略】都道府県の実情(産業構造の地域性や特性等)に応じて、【中略】窓口を運営し、【後略】》 大阪府事業者の実情は27万の中小企業に対し、年間6,000件の支援を実施することが期待されています。多忙であることや人員不足で経営者が常設窓口まで足を運べないことが多い中小企業や、現場現物を見ながらでない適切な支援が行えないことも少なくないことを考慮しますと、訪問支援件数が全体支援件数の1割強というのは少なすぎます。支援担当者が総計8名おり、常時その半数が「外勤」にあたり、1日平均2件程度の訪問を行うと想定すれば、6,000件の半数のまた半数1,500件の訪問支援。新規開拓のための周知活動を月2回づつ行うことを考えれば年間200件程度の周知活動による訪問が必要になると考えます。	必要に応じ仕様書に記載の回数以上の支援を行うことは妨げません。ただし、当館が想定する予算上の回数は、仕様書に記載の通りとなります。	無
63	大阪府	同上	・ 民間事業者は当該資料を元にリーフレットを1,500部作成し、同一都道府県内における関連機関50箇所程度へ必要部数を確認の上で発送、周知協力依頼を行うこと。	・ リーフレット作成部数を60,000部としていただきたい。	リーフレットはできるだけ多くの中小企業の手元に物理的に届くことが大事であると考えます。27万すべての中小企業には言わないまでも、大阪府内の主要な商工会議所だけでも14を数え、その会員数は6万に上ります。それ以外にも、周知活動の際に事業説明のために、持参するリーフレットなどを考慮すると、少なくとも、60,000部のリーフレット作成が必要になると考えます。	必要に応じ仕様書に記載の部数以上の作成を行うことは妨げません。ただし、当館が想定する予算上の部数は仕様書に記載の通りとなります。	無
64	大阪府	同上	窓口運営に必要な事務処理を担当する事務担当者を1名雇用・配置すること。	窓口運営に必要な事務処理を担当する事務担当者を『1名以上』雇用・配置すること。としていただきたい。	・ 提示された「事務担当者が行う主な業務」及び、6,000件という支援件数、8名の支援担当者の補助を考慮しますと、1名の事務担当者で処理が可能な仕事量とは考えられません。また、<相談対応者が行う主な業務>のうち、『資料作成業務(HP作成・編集、リーフレット作成)』(36頁記載)は主体的に事務担当者に担当させ、相談担当者にはできるだけ質の高い支援の実施に集中させたいと考えます。従いまして、1名以上の事務担当者の配置を認めていただきたいと思っております。	本事業においては雇用する事務担当者は1名のみを想定しております。ただし別紙14知財総合支援窓口運営業務の経費について(5)に記載のとおり、事業費の範囲内において、補助員にかかる経費を計上することは差し支えありません。	無

No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	ご意見		回答	実施要綱案の修正
				意見内容	意見の理由		
65	奈良県	民間競争入札実施要領(案)	8.(2)資料の閲覧	「事業報告書等について、所定の手続きを踏まえた上で閲覧可能とする」ことには賛成です。	①企画書の質向上を図るためにも、従来の報告書内容を参照し、より効果的、かつ効率的な知財支援提案が図れる可能性がある。 ②該当窓口の事業報告書のみならず、支援成果を挙げている他府県の窓口の報告書も、閲覧可能にすることで、企画提案内容の充実が図れる可能性がある。	ご意見ありがとうございます。	無
66	奈良県	民間競争入札実施要領(案)	別紙3:従来の実施状況に関する情報の開示 ・(注記事項)最下段の「配置専門家の謝金および旅費は、…、本事業での費用負担は発生しない。」	I. この(注記事項)で提示されている「配置専門家」は、頁78に定義されている「3)①配置専門家:支援窓口」に配置されるINPITが指定する専門家(弁理士または弁護士)と同義と理解すると、奈良窓口では、弁理士:4回/月、弁護士:1回/月の計5回を活用している。従って、INPITが指定する配置専門家に関して、謝金、旅費を機能強化事業者が扱うことは賛成です。	Iについて ・INPIT指定の配置専門家を所定の回数活用することは要求仕様であり、その経費を各窓口で管理・処理する必要はなく、機能強化事業者が扱うことで問題ない。 ※(奈良)頁21の費用(内訳)表内の「2. 事業費 配置専門家謝金」には、左記の①配置専門家と②奈良窓口選定の専門家の謝金費用が合算で記載されている。従って、①配置専門家分だけを抜き出して試算することが必要である。 ※尚、他府県の窓口では、頁21の費用(内訳)表内の「2. 事業費 配置専門家謝金」に ・①配置専門家分だけを記載しているが、各窓口選定の専門家費用は別枠に記載している ・コンソーシアム窓口では、①配置専門家謝金分が正確に表れていない などのケースが散見されるので、費用試算時には詳細な見極めが必要と思われる。	ご意見ありがとうございます。	無
67	奈良県	民間競争入札実施要領(案)	別紙3:従来の実施状況に関する情報の開示 ・(注記事項)最下段の「配置専門家の謝金および旅費は、…、本事業での費用負担は発生しない。」	II. 但し、上述①の「配置専門家」とは別に、従来より、奈良地域の特色を良く理解している弁理士を、奈良窓口で選定・契約し、この専門家相談会を8回/月開催し、知財相談者へ専門的な助言を実施している。窓口で開催する専門家相談であっても、①INPITが指定する配置専門家による相談会と、②奈良窓口で選定した専門家による相談会とは別扱いにすることが窓口運営を効果的に推進できる。	IIについて ・窓口で選定した専門家(弁理士)による相談会は、奈良窓口では毎火曜日、毎木曜日の定期相談会として従来より広く周知されており、専門家対応、および経費管理を含めて奈良窓口で管理・処理することが効率的な運用に繋がる。 ・注)①配置専門家の相談会は、毎水曜日(弁理士)、第4金曜日(弁護士)で設定していた。	配置専門家の配置回数については、予算の都合により上限回数を設けさせていただいており、それ以上の配置は不可となります。また、ご意見内容にあるような相談会を派遣専門家制度とは別に、民間事業者の独自事業として行う場合は本委託事業の対象経費としては認められませんのでご留意ください。	無
68	奈良県	民間競争入札実施要領(案)	別紙3:従来の実施状況に関する情報の開示 ・(注記事項)最下段の「配置専門家の謝金および旅費は、…、本事業での費用負担は発生しない。」	奈良窓口では、知財の裾野を広げるために新規発掘を専門に活動する「知財アドバイザー」制度を活用し、成果を挙げてきた。この「2. 事業費 謝金」はその経費である。 奈良窓口では、「知財アドバイザー」として相談対応者OBを活用し、周知活動、および企業の知財発掘に繋がる隠れた問題点を聞き出し、知財相談に導いている。この非常に効果的な「知財アドバイザー」制度を推進して、新規相談件数の増加を図る。	奈良窓口では、過年度(H30)の新規相談件数の中、50%強が発掘によって支援に至った件数で、全国平均20%弱に比較して、積極的な発掘活動の重要性が伺える。それ故、新規発掘専任で活動する「知財アドバイザー」制度は有用かつ必須と考える。 そのための費用計上(謝金)は窓口運営に必要な経費と考える。「知財アドバイザー」の雇用形態は直接雇用ではなく、専門家同様、対応時間に応じた謝金として報酬を支払う方式だが、新規発掘に繋がらない場合には旅費のみの精算を行っている。この謝金のしくみ等に関しては、受託された場合には、委託側との調整事項と認識している。	左記のような活動に関する記載は提案事項になるかと思われます。窓口運営の効率化や相談者への効果的な支援や周知に繋がると想定するものであれば、民間事業者の工夫として積極的に提案してください。	無
69	奈良県	実施計画書(仕様書)	3(1)④ 臨時窓口における相談対応は窓口支援担当者が行うこととし、	臨時窓口の相談対応は「窓口支援担当者」だけでなく、「相談対応者」でも十分対応は可能故、限定を無くす。	「窓口支援担当者」および「相談対応者」は、知財相談支援のスキルに大きな差は無く、臨時窓口の対応において、限定する必要はない。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
70	奈良県	実施計画書(仕様書)	3(3)①事業責任者 ＜事業責任者業務実施において遵守すべき事項＞・常設窓口の開催時間中は必ず1名以上の窓口支援担当者を配置するようスケジュール調整を行うこと	常設窓口への配置は、「窓口支援担当者」だけでなく、「相談対応者」でも十分可能故、限定を無くす。	「窓口支援担当者」および「相談対応者」は、知財相談支援のスキルに大きな差は無く、常設窓口の対応において、限定する必要はない。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
71	奈良県	実施計画書(仕様書)	3(3)②相談対応者 ＜相談対応者業務実施において遵守すべき事項＞・民間事業者は当該資料を元にリーフレットを1,500部作成し、同一都道府県内における関連機関50箇所程度へ必要部数を確認の上で発送、周知協力依頼を	INPIT知財窓口を正しく理解していただくためにリーフレットは有用であり、少なくとも1,500部を作成することは賛成です。 但し、関連機関50箇所の中には、商工会議所や商工会を始め、多くの会員を抱える機関もあり、必要に応じてさらに多数のリーフレットを作成し周知することが窓口事業にとって効果的である。 そのための予算は、「中小企業数に対し、単価20円を乗じた額以内にて実施」の枠とは別に計上可能にすべきと考ます。	過年度(H30)の奈良窓口では、計23,000部のリーフレットを作成し、全てを活用しきった。 ・商工会/商工会議所:約16,000部 ・行政機関:約1,500部 ・金融機関:約1,200部 ・他団体・組合:約2,200部 ・奈良窓口(各活動にて):約2,100部	必要に応じ仕様書に記載の部数以上の作成を行うことは妨げません。ただし、当館が想定する予算上の部数は仕様書に記載の通りとなります。	無

No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	ご意見		回答	実施要項案の修正
				意見内容	意見の理由		
72	奈良県	別紙4	③専門家活用にかかる注意事項等・年度毎における専門家を活用した支援の回数については、別途INPITと協議の上、決定するものとする。	①INPIT指定の配置専門家、および②派遣専門家の支援回数(含む経費)をINPITと協議して決定することは賛成です。但し、年度末になって費用不足で専門家派遣対応ができない事態に陥らないような予算計画を望みます。	①INPIT指定の配置専門家、および②派遣専門家をINPITにて一括管理するしくみにあっては、その活用回数を窓口と協議し、相談者の利便性を損なうことのないように決定することが重要である。 ※尚、No2で提示した奈良窓口で選定し契約する専門家の活用回数は、今後提出する企画書にて記載する回数(経費)内で活用すべく奈良窓口で管理することが、現場のニーズに合致すると共に、効率的な運用が図れる。	ご懸念のことが無いようにすすめていきます。専門家活用回数検討の際の参考といたします。	無
73	和歌山県	要綱 別紙3	臨時窓口の設置場所	南紀くろしお商工会と新宮商工会議所が欠落している。		ご指摘のとおり記載漏れと思われるので、修正いたします。	有
74	和歌山県	仕様書	3. 事業の内容(1)窓口の設置④	臨時窓口における相談対応について、窓口支援担当者のみでなく専門家の同行による運用も許可していただきたい。(頁59の別紙4では専門家の配置可能となっている)		別紙4に記載のとおり、臨時窓口における配置専門家の配置は可能としています。	無
75	和歌山県	仕様書	3. 事業の内容(2)窓口設備等の設置	年間相談件数が1,600件と想定されているが、1,200件としていただきたい。		本実施要項における相談件数は都道府県内の中小企業数等を元に最低限実施すべき件数として設定したものととなります。他の支援機関等との連携や周知活動等において民間事業者の工夫を活用し、目標達成に向けた事業計画立案を行ってください。	無
76	和歌山県	仕様書	3. 事業の内容(2)窓口設備等の設置④ カ	窓口支援担当者が使用するPCについて、訪問先企業等での使用可能範囲はインターネット接続を含む物か、また、相談対応者のPCは卓上型の物でも良いのか確認をしていただきたい。		窓口支援担当者のPCについては、想定される支援内容に応じてPCをご準備いただければと思います。例としてWI-FI等インターネットへの接続機能等を併せて準備し、訪問先にてJ-Platpatの開設を行う。書類の雛形等をダウンロードし提供する。等が挙げられるかと思えます。相談対応者分についても基本的には同様としますが、特段の制限は設けませんので卓上型でも可とします。	無
77	和歌山県	仕様書	3. 事業の内容人員体制及び実施すべき業務①	事業責任者は常設窓口の開催期間中、一名以上の窓口支援担当者を配置するようスケジュール調整を行うとなっているが、相談対応者の配置も認めてほしい。		ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
78	和歌山県	仕様書	3. 事業の内容(3)人員体制及び実施すべき業務③	事務担当者は1名雇用・配置となっているが複数名の雇用を許可していただきたい。		本事業においては雇用する事務担当者は1名のみを想定しております。ただし、別紙14知財総合支援窓口運営業務の経費について(5)に記載のとおり、事業費の範囲内において、補助員にかかる経費を計上することは差し支えありません。	無
79	和歌山県	仕様書	3. 事業の内容(11)委託事業に引継	事業終了後の引き継ぎについて範囲をINPITに報告することとなっているが、その範囲を明確に示してほしい。		相談者への不利益を避けるため、本事業で得られた情報やノウハウ等については、可能な限り後任者に対し引き継いでいただくことを想定しています。	無
80	和歌山県	全般	別紙、別冊などの整合性	35頁の事業責任者の項に別紙1「事業責任者ガイドライン」の変更について触れられているが、別紙や別冊のその他の部分も早急に確定をお願いしたい。		早期の作成に努めて参ります。	無

No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	ご意見		回答	実施要項案の修正
				意見内容	意見の理由		
81	鳥取県	民間競争入札実施要領	1. 趣旨 2. 本事業の概要	民間事業者の創意工夫を以って、国民のために良質かつ低廉な公共サービスを実現目指す上では、予定価格を開示した上で、提案を受け付ける方が望ましいと考えます。 なお、事業の実施方法を委託より請負とするのが望ましいと考えます。	予定価格が分からない中での企画提案では、落札を優先したい思いから費用が嵩む取組みを排除した内容となってしまう。そのため、適正な上限金額の中で創意工夫を凝らす方が、本事業のより良いサービス提供に繋がるものと思われます。 請負として相談件数等の成果を定め、適正な上限金額の中その成果の完遂を求めた方が国民のための良質かつ低廉な公共サービスとして望ましいと思います。	実施要項「1. 趣旨」に記載のとおり、今回の調達においては、公共サービス改革に関する法律に基づき、民間事業者の創意工夫を活用し、公共サービスの質の向上と経費の削減を図る目的で総合評価落札方式による委託契約としております。 総合評価落札方式による調達のため、最低制限価格や上限額など予算規模を示すことはできません。	無
82	鳥取県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (1)窓口の設置 ④	臨時窓口における相談対応は、窓口支援担当者以外に相談対応者も行うようにする方が望ましいと考えます。	訪問相談の多い鳥取県においては、常設窓口と遠隔地に設置する臨時窓口で窓口支援担当者を配置しなければならないスケジュールでは、相談者の都合や急なニーズに合わせた訪問支援が困難であり、相談機会の損失と支援内容が有効であったかの回答率にも影響があると思われます。 技術・ノウハウ等の価値は、現場に行って直接説明を受け、自らの目で確認することで見出されることが殆どであり、また、社長、関係する複数人の技術者等からのヒヤリングの中で、技術の本質、発明性が見いだされるので、本事業においては来訪を待つのではなく、積極的に企業を訪問することが重要です。 また、臨時窓口は、24回以上の開設について提案することは可能となっています。鳥取県は、交通インフラが貧弱なため、24回以上の臨時窓口を提案する必要があると思いますが(本年度、96回開催予定)、実施計画書案の内容では、窓口支援担当者に過度な負担がかかります。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
83	鳥取県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ①事業責任者<事業責任者業務実施において遵守すべき事項>	常設窓口の開催時間中に、必ず1名窓口支援担当者を配置する必要はない方が望ましいと考えます。	鳥取県は、相談者の利便性を考慮し、鳥取県東部、西部に常設窓口を設置していますが、実施計画書案の内容では、東部、西部に配置する窓口支援担当者は訪問相談ができないこととなります。これでは、相談者の都合や急なニーズに合わせた訪問支援が困難であり、相談機会の損失と支援内容が有効であったかの回答率にも影響があると思われます。このことは、実質、鳥取県において常設窓口を二カ所設置することを禁止していることと同等の内容となっています。 技術・ノウハウ等の価値は、現場に行って直接説明を受け、自らの目で確認することで見出されることが殆どであり、また、社長、関係する複数人の技術者等からのヒヤリングの中で、技術の本質、発明性が見いだされるので、本事業においては来訪を待つのではなく、積極的に企業を訪問することが重要です(再掲)。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
84	鳥取県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ①相談対応者	相談対応者を雇用・配置する人数について、提案可能とするのが望ましいと考えます。	訪問相談が多く、また、交通インフラが貧弱な鳥取県において、相談件数1400件に対応するためには、複数の常設窓口の設置、数多くの臨時窓口の開設が必須ですので、企画提案内容に応じて人数または人役を変更できることが、より良い提案に繋がると考えられます。	本実施要項における相談件数は、都道府県内の中小企業数等を元に最低限実施すべき件数として設定したものであり、それ以上の相談対応を妨げるものではありません。 また、人員数については、上記相談件数を行うという観点から必要な人数を設定したものです。 応札者の判断で増員することは可能ですが、当館の予算上の想定は仕様書に記載の人数となります。	無
85	鳥取県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ②相談対応者<相談対応者業務実施において遵守すべき事項>	相談対応者の年間における訪問支援回数は提案可能とすることが望ましいと考えます。	交通インフラが貧弱な地域性において、相談者が常設窓口または臨時窓口へ来訪することは負担が大きく、来訪と訪問支援の使い分けが必要です。一方で窓口支援担当者が窓口で常駐するスケジュールでは、相談対応者が訪問支援する頻度が高くなり、出張上限回数がある中では相談を断わざるを得ないケースが想定されます。	先に実施計画書(仕様書)における臨時窓口での相談対応、また、常設窓口への配置については、窓口支援担当者のほか、相談対応者でも可とするよう記載を修正いたします。 出張回数等の仕様書上の数値は当館において都道府県の中小企業数等から最低限実施すべき件数として算出したものとなります。 目標値の達成に向け、上記の修正や、相談支援対応者へ周知の協力を依頼可能な点も踏まえつつ、民間事業者の工夫や経験等から効果的な手法の提案を期待しております。 また、仕様書に記載の回数以上の支援を行うことを妨げるものではございませんが、予算上の想定回数は仕様書に記載の通りとなります。	有
86	鳥取県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ②相談対応者<相談対応者業務実施において遵守すべき事項>	リーフレットの作成部数および配布先数は、提案可能とすることが望ましいと考えます。	大規模なセミナーや関係支援機関への周知には1500部では不足することが予想されます。 また、地域ごとに連携機関数も異なり、配布先数は地域の特性に任せた方がよいと考えます。	必要に応じ仕様書に記載の部数以上の作成を行うことは妨げません。 ただし、当館が想定する予算上の部数は仕様書に記載の通りとなります。	無

No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	ご意見		回答	実施要項案の修正
				意見内容	意見の理由		
87	鳥取県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ③事務担当者	事務担当者を雇用・配置する人数について、提案可能とするのが望ましいと考えます。	これまでの業務担当者、理解増進担当者業務の一部を担う内容となっており、相談件数の目標値が上積となる中で、企画提案内容に応じて人数または人役を変更できることが、より良い提案に繋がると考えられます。	本事業においては雇用する事務担当者は1名のみを想定しております。ただし、別紙14知財総合支援窓口運営業務の経費について(5)に記載のとおり、事業費の範囲内において、補助員にかかる経費を計上することは差し支えありません。	無
88	鳥取県	別紙14 知財総合支援窓口運営業務の経費について	1. 人件費	人件費においては、有給休暇分についても経費の対象とされたい。	応札資料作成要領の技術評価の中でもワークライフバランス等が推奨されており、また、働き方改革を進める中で、本事業において雇用する者の有給休暇等取得を積極的に実施する上においては必要な経費と考えます。	有給休暇取得に伴う費用については以下の条件をすべて満たす場合には、人件費、賃金で被雇用者の有給休暇取得に伴う費用(従事時間)を計上することができます。 ①雇用契約書、労働条件通知書等で、当該被雇用者が本委託事業に従事することが明確になっていること ②雇用契約書、労働条件通知書等に有給休暇の取扱が規定されていること (規定されていない場合には雇用責任者の証明書、事業実施機関の規程等により明確になっていること。) ③委託事業に従事するために雇用されたことに伴い付与された有給休暇の日数の範囲内であること (有給休暇を付与することとなる日及び日数については、事業者の規程に基づきます。) なお、確定検査時に雇用契約書等の確認と併せて、出勤簿や業務日誌等により有給休暇取得の確認をさせていただきます。	無
89	鳥取県	別紙14 知財総合支援窓口運営業務の経費について	2. 事業費 (2) 借料	車の借料についても経費の対象とされたい。	地方においては、交通インフラが貧弱であり、会社訪問には車での移動が必須です。現状は、事業実施者が保有する公用車を無償使用させてもらう建付けですが、これは事業実施者に非常に大きな負担をかけていますので、本事業独自で車を借用出来るようにすべきと考えます。	INPITとしては、別添2-1知財総合支援窓口運営業務出張旅費規程(案)10ページ6. 車賃(3)自家用車等の使用について③交通費等の支給についてiv)のとおり自家用車等に限り、その使用を許容しております。自動車等をリースする場合には想定しておりませんが、別添1委託事業事務処理マニュアル 6.備品費・借料及び損料に関する経理処理のとおりリース・レンタルに関する手続が行われていること。また、民間事業者において、規程等で定められ、本事業にのみ利用されていることが業務日誌等(運行日ごとに、運行時間、時間外運行時間、走行距離、燃料給油量、有料道路通行料、駐車料)により明らかにされる事を前提として、車両借料を含めた旅費が、公共交通機関を利用するより経済的であり、かつ、合理的なものであれば、その旨を提案してください。規定等についてINPITとの協議を経て、認められたに場合、その諸経費(駐車場代、高速代、ガソリン代等(社内規程によります。))も含めて計上することができますが、旅費の支給は認められません。	無
90	島根県	民間競争入札実施要領	1. 趣旨 2. 本事業の概要	民間事業者の創意工夫を以って、国民のためより良質かつ低廉な公共サービスを実現目指す上では、事業の実施方法を委託より請負とするのが望ましいと考えます。	予定価格が分からない中での企画提案では、落札を優先したい思いから費用が嵩む取組みを排除した内容になってしまう。そのため、適正な上限金額の中で創意工夫を凝らす方が、本事業のより良いサービス提供に繋がるものと思われます。	実施要項「1. 趣旨」に記載のとおり、今回の調達においては、公共サービス改革に関する法律に基づき、民間事業者の創意工夫を活用し、公共サービスの質の向上と経費の削減を図る目的で総合評価落札方式による委託契約としております。総合評価落札方式による調達のため、最低制限価格や上限額など予算規模を示すことはできません。	無
91	島根県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (1) 窓口の設置 ④	臨時窓口における相談対応は相談対応者も行うことができるのが望ましいと考えます。	訪問相談の多い島根県においては、常設窓口と遠隔地に設置する臨時窓口で窓口支援担当者を配置しなければならぬスケジュールでは、相談者の都合や急なニーズに合わせた訪問支援が困難であり、相談機会の損失と支援内容が有効であったかの回答率にも影響があると思われます。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
92	島根県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ①事業責任者<事業責任者業務実施において遵守すべき事項>	常設窓口の開催時間中に必ず1名以上配置するのは、窓口支援担当者または相談対応者とするのが望ましいと考えます。	No.2と同様に、窓口支援担当者どちらかが常駐するスケジュールでは、機動的な訪問相談が困難な上、休暇取得や体調不良による欠勤対応への対応が困難であり、現実的ではないと思われます。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
93	島根県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ②相談対応者<相談対応者業務実施において遵守すべき事項>	相談対応者の年間における訪問支援回数は提案可能とするのが望ましいと考えます。	東西に長く離島も抱え、公共交通機関、高速道路とも十分ではない地域性において、相談者が常設窓口または臨時窓口へ来訪することは負担が大きく、来訪と訪問支援の使い分けが必要です。一方で窓口支援担当者が窓口で常駐するスケジュールでは、相談対応者が訪問支援する頻度が高くなり、出張上限回数がある中で相談を断わざるを得ないケースが想定されます。	先に実施計画書(仕様書)における臨時窓口での相談対応、また、常設窓口への配置については、窓口支援担当者のほか、相談対応者でも可とするよう記載を修正いたします。出張回数等の仕様書上の数値は当館において都道府県の中小企業数等から最低限実施すべき件数として算出したものとなります。目標値の達成に向け、上記の修正や、相談支援対応者へ周知の協力を依頼可能な点も踏まえつつ、民間事業者の工夫や経験等から効果的な手法の提案を期待しております。また、仕様書に記載の回数以上の支援を行うことを妨げるものではございませんが、予算上の想定回数は仕様書に記載の通りとなります。	有

No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	ご意見		回答	実施要項案の修正
				意見内容	意見の理由		
94	島根県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ②相談対応者<相談対応者業務実施において遵守すべき事項>	リーフレットの作成部数は提案可能とすることが望ましいと考えます。	大規模なセミナーや関係支援機関への周知には1500部では不足することが予想されます。	必要に応じ仕様書に記載の部数以上の作成を行うことは妨げません。ただし、当館が想定する予算上の部数は仕様書に記載の通りとなります。	無
95	島根県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ③事務担当者	事務担当者を雇用・配置する人数について、提案可能とするのが望ましいと考えます。	これまでの業務担当者、理解増進担当者業務の一部を担う内容となっており、相談件数の目標値が上積となる中で、企画提案内容に応じて人数または人役を変更できることが、より良い提案に繋がると思われます。	本事業においては雇用する事務担当者は1名のみを想定しております。ただし、別紙14知財総合支援窓口運営業務の経費について(5)に記載のとおり、事業費の範囲内において、補助員にかかる経費を計上することは差し支えありません。	無
96	島根県	別紙14 知財総合支援窓口運営業務の経費について	1. 人件費	人件費においては、有給休暇分についても経費の対象とされたい。	応札資料作成要領の技術評価の中でもワークライフバランス等が推奨されており、本事業において雇用する者の有給休暇等取得についても積極的に実施する上では、必要な経費と考えます。	有給休暇取得に伴う費用については以下の条件をすべて満たす場合には、人件費、賃金で被雇用者の有給休暇取得に伴う費用(従事時間)を計上することができます。 ①雇用契約書、労働条件通知書等で、当該被雇用者が本委託事業に従事することが明確になっていること ②雇用契約書、労働条件通知書等に有給休暇の取扱が規定されていること (規定されていない場合には雇用責任者の証明書、事業実施機関の規程等により明確になっていること。) ③委託事業に従事するために雇用されたことに伴い付与された有給休暇の日数の範囲内であること (有給休暇を付与することとなる日及び日数については、事業者の規程に基づきます。) なお、確定検査時に雇用契約書等の確認と併せて、出勤簿や業務日誌等により有給休暇取得の確認をさせていただきます。	無
97	岡山県	民間競争入札実施要領	1. 趣旨 2. 本事業の概要	民間事業者へ委託することでより良質かつ廉価な公共サービスが実現できるのかは懐疑的だと感じます。	量的なKPIから質的なKPIへの転換が求められていると思っており、簡単に新規参入だけを指す民間事業者が本事業の遂行および実績を出すことは難しいと思います。	実施要項「1. 趣旨」に記載のとおり、今回の調達においては、公共サービス改革に関する法律に基づき、民間事業者の創意工夫を活用し、公共サービスの質の向上と経費の削減を図る目的で総合評価落札方式による委託契約としております。	無
98	岡山県	民間競争入札実施要領	3. 2 サービスの質の設定	アンケート回収率の記述が無い。	支援回数に対してどのくらいの回収率を目指すのかが不明です。	実施要項2ページ記載のとおりアンケートは回収率等も含め、INPITが別途定める方法にて実施します。	無
99	岡山県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (1)窓口の設置 ④	臨時窓口窓口における相談対応は窓口支援担当者だけが可能なのか。	現状では、相談対応者も含めて運用しているので窓口支援担当者だけだと24回/年は負担が大きくなってしまいます。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
100	岡山県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務	理解増進担当者が記載されていない。	新規相談者を積極的に窓口へ案内する理解増進担当者は必須だと思う。	周知活動については、相談対応者が実施することを想定しており、窓口支援対応者が実施することも可能としています。また、周知資料作成業務については、事務補助者が作成することを想定しています。	無
101	岡山県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ③ 事務担当者	事務担当者は2名体制でいきたい。	2つのコンソーシアムで窓口を形成するのでそれぞれに配置して運用しなければ交代で休暇も取れなくなってしまいます。	本事業においては雇用する事務担当者は1名のみを想定しております。ただし、別紙14知財総合支援窓口運営業務の経費について(5)に記載のとおり、事業費の範囲内において、補助員にかかる経費を計上することは差し支えありません。	無
102	岡山県	実施計画書案(仕様書)	3 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ①事業責任者<事業責任者業務実施において遵守すべき事項>	常設窓口には必ず1名の窓口支援担当者を配置させるのはできません。	円滑な支援を行うためには常時配置しておくのは効率が悪くなるだけなのでできません。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
103	岡山県	別紙14 知財総合支援窓口運営業務の経費について	1. 人件費 2. 事業費	人件費は有給休暇分や事業主負担分も含むのか、また、補助員人件費は社員なのか派遣なのかがわからない。	組織が働き方改革していることもあり人件費をどれだけまかなえるのかが気になります。また、補助職員の定義も事務マニュアルに書かれていない。	左記については、委託事業事務処理マニュアルに記載のとおり、人件費には有給休暇分や法定福利費の事業主負担分も含め、また補助員人件費は、事業を実施するために必要な業務補助等を行う補助員(アルバイト)の賃金等を言います。	無

		ご意見			回答	実施要綱案の修正	
No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	意見内容	意見の理由		
104	岡山県	別紙14 知財総合支援窓口運営業務の経費について	2.事業費 (2)借料	車の借料についても経費の対象としてほしい。	地方では交通インフラの整備が十分ではないため、企業訪問等の交通手段として車を使用しています。車を利用して移動時間を短縮し、事業の効率化を図るためにも、公用車は必須であると考えますので、車の借料は事業費で負担するのが望ましいと思います。	INPITとしては、別添2-1知財総合支援窓口運営業務出張旅費規程(案)10ページ6. 車賃(3)自家用車等の使用について③交通費等の支給についてiv)のとおり自家用車等に限り、その使用を許容しております。自動車等をリースする場合には想定しておりませんが、別添1委託事業事務処理マニュアル 6.備品費・借料及び損料に関する経理処理のとおりリース・レンタルに関する手続が行われていること。また、民間事業者において、規程等で定められ、本事業にのみ利用されていることが業務日誌等(運行日ごとに、運行時間、時間外運行時間、走行距離、燃料給油量、有料道路通行料、駐車料)により明らかにされる事を前提として、車両借料を含めた旅費が、公共交通機関を利用するより経済的であり、かつ、合理的なものであれば、その旨を提案してください。規定等についてINPITとの協議を経て、認められたに場合、その諸経費(駐車場代、高速代、ガソリン代等(社内規程によります。))も含めて計上することができますが、旅費の支給は認められません。	無
105	広島県	民間競争入札実施要項	7. 1 実施する者の決定に関する事項	当該業務については、総合評価落札方式より企画提案方式が適切と考えます。	価格を評価点とすると費用を抑えるため、あるべき業務についても提案されない可能性が生じます。平成23年度より継続実施されている当該業務の適正価格はすでに把握されているものと思われます。よって、示された適正価格内で最良の提案内容が実施されることが、本事業をさらに充実したものにすると思われます。	実施要項「1. 趣旨」に記載のとおり、今回の調達においては、公共サービス改革に関する法律に基づき、民間事業者の創意工夫を活用し、公共サービスの質の向上と経費の削減を図る目的で総合評価落札方式による委託契約としております。総合評価落札方式による調達のため、最低制限価格や上限額など予算規模を示すことはできません。	無
106	広島県	実施計画書案(仕様書)	3. 事業の内容(1)窓口の設置④	臨時窓口における相談対応は、相談対応者も行うことができるのが望ましいと考えます。	現在、臨時窓口での相談会は、窓口支援担当者と相談対応者で分担対応しています。窓口支援担当者のみでの対応となると通常の業務に多大な影響が生じ、支援体制が崩れる可能性が高いと思われます。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
107	広島県		3. 事業の内容(2)窓口設備等の準備	広島県の相談件数は、2,700件と想定されていますが、現窓口事業に鑑みた件数設定が望ましいと考えます。	同日同一相談者の場合、対象案件が異なっても1カウントとしているので、以前よりも相談件数が減っています。現状を鑑みると極端な相談件数の増加は現実的ではないと思われます。	本実施要項における相談件数は都道府県内の中小企業数等を元に最低限実施すべき件数として設定したものととなります。	無
108	広島県	実施計画書案(仕様書)	3. 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ①事業責任者<事業責任者業務実施において遵守すべき事項>	常設窓口の開催期間中は必ず1名以上配置するのは、窓口支援担当者または相談対応者とすることが望ましいと考えます。	広島県の窓口支援担当者は臨時窓口相談や企業訪問支援が多いという実態があります。必ず常設窓口で常駐させるのは、機動的な訪問支援が困難となり、休暇取得等では対応不可となり、支援体制が脆弱になると考えられます。	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有
109	広島県	実施計画書案(仕様書)	3. 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ②相談対応者<相談対応者業務実施において遵守すべき事項>	相談対応者の出張については、支援と周知を分けて、また回数については提案可能とすることが望ましいと考えます。	現状、相談対応者の出張は、結果として支援であったり周知であったりすることがあります。事前に明確化しない場合もありますので、分けての回数設定に意味があるとは思えません。相談対応者が現行の3名から4名に増加しているのは、周知活動や支援活動の増強が企図されたものと思われますが、出張に上限回数を設けることは活動が制限され、サービスの低下が生じるように思われます。また、周知のための出張に関しては、事業責任者の活動として認めていただくことも、効果的な事業運営にも繋がると考えられます。	相談件数や出張回数等、仕様書上における数値は当館において都道府県の中小企業数等から最低限実施すべき件数として算出した回数となります。本調達においては、それら目標値の達成に向け、民間事業者の工夫や経験等から効果的な手法の提案を期待しております。このため回数そのものではなく、達成に向けた民間事業者の工夫について積極的にご提案ください。なお、例として記載のあった事業責任者の周知活動については、効率的かつ効果的な実施と認められる場合は実施を妨げるものではございません。また、仕様書に記載の回数以上の支援を行うことを妨げるものではございませんが、予算上の想定回数は仕様書に記載の通りとなります。	無
110	広島県	実施計画書案(仕様書)	3. 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ②相談対応者<相談対応者業務実施において遵守すべき事項>	リーフレットの作成部数は、提案可能とすることが望ましいと考えます。	広島県の窓口では、H30年度リーフレットを10,000部印刷しましたが、期の途中で足りなくなり、5,000部増刷することになりました。実態を鑑みると1,500部では、効果的な事業PRは不可能と考えられます。	必要に応じ仕様書に記載の部数以上の作成を行うことは妨げません。ただし、当館が想定する予算上の部数は仕様書に記載の通りとなります。	無
111	広島県	実施計画書案(仕様書)	3. 事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ③事務担当者	事務担当者及び事務補助者については提案可能とすることが望ましいと考えます。	事務担当者の業務の範囲は広く、また委託契約になると事務量も増大することが見込まれます。業務内容に応じて複数の者が担当できるようにすれば、業務の効率化に資するものと思われます。	本事業においては雇用する事務担当者は1名のみを想定しております。ただし別紙14知財総合支援窓口運営業務の経費について(5)に記載のとおり、事業費の範囲内において、補助員にかかる経費を計上することは差し支えありません。	無

No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	ご意見		回答	実施要項案の修正
				意見内容	意見の理由		
112	広島県	別紙14 知財総合支援窓口運営業務の経費について	1. 人件費	人件費においては、有給休暇分についても経費の対象となることが望ましいと考えます。	有給休暇の取得については、すでに義務付けられており、経費対象とすることが適切な対応と思われます。	有給休暇取得に伴う費用については以下の条件をすべて満たす場合には、 人件費、賃金で被雇用者の有給休暇取得に伴う費用(従事時間)を計上することができます。 ①雇用契約書、労働条件通知書等で、当該被雇用者が本委託事業に従事することが明確になっていること ②雇用契約書、労働条件通知書等に有給休暇の取扱いが規定されていること (規定されていない場合には雇用責任者の証明書、事業実施機関の規程等により明確になっていること。) ③委託事業に従事するために雇用されたことに伴い付与された有給休暇の日数の範囲内であること (有給休暇を付与することとなる日及び日数については、事業者の規程に基づきます。) なお、確定検査時に雇用契約書等の確認と併せて、出勤簿や業務日誌等により有給休暇取得の確認をさせていただきます。	無
113	広島県	別紙14 知財総合支援窓口運営業務の経費について	2. 事業費(1)旅費	周知活動について、終日周知活動をする場合は2社以上の訪問を義務づけるのは理解できますが、半日は窓口での支援業務、半日は外勤の周知活動となる場合などは訪問件数を必須としないことが望ましいと考えます。	窓口の実情を考えるとお客様相手の事業なので、必ずしも周知活動だけの日を設けることが現実的でない場合もあります。柔軟な活動を可能とすることが業務の効率化に繋がるものと思われます。	終日周知活動を行う場合は原則2社以上の訪問としますが、半日単位で周知活動を行う場合は移動時間等も考慮し、1社のみの訪問でも差し支えありません。 訪問支援等、他の出張スケジュールも勘案し、効果的かつ効率的な周知活動となるようにしてください。	無
114	香川県	知財総合支援窓口運営業務の経費について(別紙14) 委託事業事務処理マニュアル(別添1)	1. 人件費 3. 人件費に関する経理処理	年次有給休暇の取扱いについて明記していただきたい。	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、労働基準法等の改正が行われ、使用者に「年5日の年次有給休暇を取得させる義務」が課されることになりました。 このようなか、人件費の積算方法及び実績には、年次有給休暇の取扱いが明記されていませんので、その取扱いについて明記していただきたい。	有給休暇取得に伴う費用については以下の条件をすべて満たす場合には、 人件費、賃金で被雇用者の有給休暇取得に伴う費用(従事時間)を計上することができます。 ①雇用契約書、労働条件通知書等で、当該被雇用者が本委託事業に従事することが明確になっていること ②雇用契約書、労働条件通知書等に有給休暇の取扱いが規定されていること (規定されていない場合には雇用責任者の証明書、事業実施機関の規程等により明確になっていること。) ③委託事業に従事するために雇用されたことに伴い付与された有給休暇の日数の範囲内であること (有給休暇を付与することとなる日及び日数については、事業者の規程に基づきます。) なお、確定検査時に雇用契約書等の確認と併せて、出勤簿や業務日誌等により有給休暇取得の確認をさせていただきます。	無
115	愛媛県	実施計画書案(仕様書)	(3)人員体制及び実施すべき業務 ②相談対応者 3行目 周知活動等を行う相談対応者を常勤換算で2名雇用・配置すること	②相談対応者 3行目 「周知活動等を行う相談対応者を常勤換算で2名以上雇用・配置すること」とした方が良いと考えます。	相談件数(P31)を達成するためには、相談対応者2名では困難だと思われ、2名以上(2.0~2.5名程度)とするのが妥当だと考えます。	当館が作成する予定価格の範囲内であれば増員することは差し支えありません。 なお、当館が想定する事業の実施に必要な人数は仕様書に記載のとおりとなります。	無
116	高知県	実施計画書案(仕様書)	3.事業の内容 (3)人員体制及び実施すべき業務 ③事務担当者	要件に「本事業以外の他の職務との兼任も可とする」を加えるのが望ましいと考えます。	事務担当者の業務は給与の支払い等の経理・庶務的業務などのウエイトが高く、雇用された者ではできない業務も多く発生すると考えられます。	ご指摘を踏まえ記載を修正します。 なお、必要に応じ事務担当者を増員することは妨げません。 ただし、当館が想定する予算上の人数は仕様書に記載のとおりとなります。	有
117	長崎県	実施計画書案(仕様書)	(2)窓口設備などの準備 相談件数 2000件を想定	前年度の実績を考慮すべきではないか	30年度の実績と比較して想定数が大幅に削減されている。想定数が実情とあっていなければそれに見合った人員配置や予算の確保がされず結果として顧客サービスの低下につながるのではないか	本実施要項における相談件数は都道府県内の中小企業数等を元に最低限実施すべき件数として設定したものであり、それ以上の相談対応の実施を妨げるものではありません。	無
118	長崎県	実施計画書案(仕様書)	P31 3行目 臨時窓口における相談対応は窓口支援担当者が行うこと P34 ①事業責任者 下から3行目 常設窓口の開催中は必ず1名の窓	相談対応者でも可能としたほうがよい	2名しかいない窓口支援担当者のうち必ず1名が窓口、臨時窓口を担当すると、訪問支援ができる日程が限られてしまうため、離島や遠隔地など窓口へくのが難しい小規模事業者などの支援に支障がでるのではないか、地域性を考慮すべきではないか	ご意見を踏まえ、相談対応者でも可能とするよう記載を変更いたします。	有

No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	ご意見		回答	実施要綱案の修正
				意見内容	意見の理由		
119	長崎県	実施計画書案(仕様書)	<相談対応者業務実施について遵守すべき事項> 出張上限数221回	上限の数を設けるのではなく、予算内で実施機関の工夫によって必要に応じた企業訪問ができるようにしたほうがよい	前項3窓口支援担当者を1名窓口へ張り付けるのであれば訪問支援可能なのはもう1名の支援担当のみとなる、その場合離島や遠隔地など窓口へくるのが困難な特に小規模の事業者へのサービスの低下になってしまう。本県の場合は特に離島・遠隔地が多く、県内のどの地域に窓口を設置しても、必ず窓口から遠い、交通が不便、また人手不足の小規模事業者は窓口へ出向く時間がないなどの事情がある。	先に実施計画書(仕様書)における臨時窓口での相談対応、また常設窓口への配置については、窓口支援担当のほか、相談対応者でも可とするよう記載を修正いたします。 出張回数等の仕様書上の数値は当館において都道府県の中小企業数等から最低限実施すべき件数として算出したものとなります。 目標値の達成に向け、上記の修正点も踏まえつつ、民間事業者の工夫や経験等から効果的な手法の提案を期待しております。 また、仕様書に記載の回数以上の支援を行うことを妨げるものではございませんが、予算上の想定回数は仕様書に記載の通りとなります。	有
120	長崎県	実施計画書案(仕様書)	(2)窓口設備などの準備 (6)窓口利用者へのアンケート調査票の配布	CSアンケートのための、タブレット端末にかかる費用計上 購入費・通信費等 出張先や臨時窓口で使用する携帯電話の費用計上	CSアンケートの回収率を上げるためには、相談終了後、その場でタブレット端末で送信してもらうことが有効、その費用計上を認めてほしい また、臨時窓口で使用するPCは支援担当者が通常業務で使用しているものであれば、セキュリティの観点からもそのPCでアンケートを送信している間、担当者が見ていないところで顧客に操作させることは問題があるため、別途タブレット端末を準備することが望ましい 出先から、日程調整など急ぎの用務があるときに個人の携帯から顧客へ電話することは、セキュリティの観点からも問題があると考えられるため、業務用携帯電話は必要と考える	アンケートの回収については、別紙9「知財総合支援窓口相談実務ガイドライン」に記載のとおり、原則、窓口を設置されているPCを用いてWebシステムでの回答や、PCが利用できない場合のQRコードを利用した回答。そのほか、アンケート用紙の郵送またはFAXによる送信としているため、アンケート回収のみに利用するタブレット端末に係る経費は認められません。 また、携帯電話の費用を計上するためには、本業務による通話と他の通話と明確に区別することが必要です。	無
121	長崎県	別紙4	①配置専門家について INPITが提示する弁理士および弁護士	提示する専門家については現運営事業者の意見を十分聴取し、希望を反映させる	地域の実情に合った配置専門家を活用することで効率的かつ効果的な支援を行い顧客サービスの向上に繋がる	ご意見を踏まえ、今後検討してまいります。	無
122	長崎県	別紙4	①配置専門家について 配置時間の短縮を行う場合は、半日単位(3時間未満)での配置とすること。	予約状況に応じて配置時間の変動も可能としてほしい 通常→3時間未満(予約2件) 3件目の予約が入りそう→専門家の都合がつけば時間延長(3時間以上)可能 若しくはこれまで通り配置専門家の予算については窓口運営事業者へ任せたいほうがよい	通常は3時間未満で計画し、日程によっては予約が多くなることもあり、配置専門家が了承した場合は、時間延長可能としたほうが効率的な配置専門家の活用ができる、派遣専門家の回数上限設定があるのであれば、なおさら配置専門家の有効活用を考慮してほしい 地域の実情に合った配置専門家の活用を行うためには、地域の実情をよく理解している地域の事業者が予算管理を含めた運営を行うことが適切と考える。一括中央管理では中央の事情に合わせた運営を強いられることになりかねない →現状、派遣専門家の旅費は公共交通機関となっているが、地方では公共交通機関のみを利用した訪問活動は非効率的、非現実的な地域もある	ご意見を踏まえ、今後検討してまいります。	無
123	長崎県	委託事業事務処理マニュアル	人件費 時間単価×作業時間	本事業のみの為に雇用された専任者の有給休暇取得に伴う費用については計上を認めてほしい	本事業の実施のみの為に雇用された専任者(事業責任者や相談対応者等)は当然法律上も有給休暇の取得の権利があり、使用者にはその義務がある。また、国も働き方改革を推進しているところ、作業時間のみではなく、有給休暇取得に伴う費用については計上を認めてほしい	有給休暇取得に伴う費用については以下の条件をすべて満たす場合には、 人件費、賃金で被雇用者の有給休暇取得に伴う費用(従事時間)を計上することができます。 ①雇用契約書、労働条件通知書等で、当該被雇用者が本委託事業に従事することが明確になっていること ②雇用契約書、労働条件通知書等に有給休暇の取扱が規定されていること (規定されていない場合には雇用責任者の証明書、事業実施機関の規程等により明確になっていること。) ③委託事業に従事するために雇用されたことに伴い付与された有給休暇の日数の範囲内であること (有給休暇を付与することとなる日及び日数については、事業者の規程に基づきます。) なお、確定検査時に雇用契約書等の確認併せて、出勤簿や業務日誌等により有給休暇取得の確認をさせていただきます。	無
124	熊本県	実施計画書案(仕様書)	実施体制図	周知活動は、主に相談対応者(地域採用)にて行う体制図となっているが、『理解増進担当者の人員追加』が必要である。	相談対応者は、高度で複雑な相談内容を取り扱うことから相談対応に集中すべきである。一方、周知活動は、知財に関して分かり易く説明し、知財のビジネス利用を理解してもらうという本事業の根幹であり重要な業務である。それらを効果的に行うには、専任化が必要である。よって、これまで通り専任となる理解増進担当者の人員追加を認めてもらいたい。また、別紙9(相談実務ガイドライン)80ページ、『周知や新規発掘に関しては、理解増進担当者を活用することもできます』の記述があり、この内容との整合もあり、実施体制図下部等に同様の注釈が必要と思われる。	本調達から周知活動については相談対応者の業務としております。 民間事業者の事業計画において、雇用する相談対応者のうち1名を周知活動専任とすることは差し支えありません。 なお、別紙9相談実務ガイドラインについては現上の記載であり、追って修正を行う予定です。	無

ご意見					回答	実施要綱 案の修正	
No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	意見内容			意見の理由
125	熊本県	実施計画書案(仕様書)	③事務担当者	事務担当者は、1名雇用・配置することになっているが、『本事業における他の職務との兼務も可能とする。』を追加すべきである。また、提案企業により業務工数の取り扱いが異なるため、『常勤換算で1名程度』と記載すべきである。	実務において、固有事務担当者(1人)の確保は難しい。一般の事務業務は、業務効率化のため応援体制で数人で補完しながら業務を行う必要があり、汎用性のある表現にすべきである。つまり、物理的1名ではなく、業務工数上の1名程度とし、例えば、常勤換算で複数の人数(0.7人+0.3人=1人)を認めるべきである。	本事業は委託契約のため、例として記載いただいたような複数人数の雇用(0.7人+0.3人=1人)でも問題ありません。人件費は従事した時間分のみお支払いすることとなります。ご指摘を踏まえ、常勤換算で1名程度との記載へ修正をいたします。	有

				ご意見		回答	実施要案の修正
No	提出者住所又は所在地	資料名	実施要項案等の該当記載内容	意見内容	意見の理由		
126	長崎県	実施要項案	2. 本事業の概要	<p>公益事業として、時代を担う青少年等に対する支援を続ける県内唯一の機関である当協会は競争入札に不向きではないか。</p>	<p>当発明協会は、県民の発明の奨励と創意の高揚、実用化の促進を図り、併せて次代を担う青少年に対する科学的探究心と想像力の伸長を図ることを目的に事業を展開しています。具体的には、 ①長崎県発明くふう展の開催 ②(公社)発明協会主催九州地方発明表彰・九州ブロックで毎年実施、令和2年度は本県で開催 ③全日本学生児童発明くふう展への案内、取り纏め推薦 ④未来の科学の夢絵画展の案内、取り纏め推薦 ⑤少年少女発明クラブへの助成(2つのクラブへ) ⑥長崎県高等学校発明創意工夫コンクールへの助成 ⑦発明研究会(本会会員の中で特に熱意がある会員を対象に月例会を開催(①③～⑦は毎年実施中))</p> <p>当協会は、役員10名の内、専務を除く9名は民間人で無償のボランティア、専務は事務局長を兼ね長崎県から派遣された非常勤嘱託、顧問は県内の全市長及び町村会長、参与は長崎県の窓口である産業労働部新産業創造課長と当協会の事務所がある県工業技術センター長という組織で構成される公的色合いが強い一般社団法人です。</p> <p>このようなことから①～⑦の公益事業に対し使命感を持って進める県内唯一の機関でありますものの独立採算制であることから、その財源はこれまでINPITからの請負において、いくらかの「収益」を見だし、公益事業は費用がかさむことから一体となって事業をすすめてきたところです。</p> <p>「競争の導入に…関する法律」の趣旨は理解するところですが、万一当協会は受託できない自体に陥った場合、このような公益事業はどうなるのか、何処が引き受けるのか極めて心配です。確かに②③④は上位団体から一部事務費の助成はありますが、職員の人件費充当までは及ばずそのほとんどは手出しが実態です。</p> <p>当協会は、例年ジェトロと同じ「外国出願支援補助事業」を九州経済産業局から委託され県内中小企業の育成に貢献しているところでありINPITの事業を補完する立場でもあることから、我が国の将来を「技術立国」としての役割を担う当協会の立ち位置をご理解いただき、受託にあたっては特例を設けて欲しいと存じます。</p>	<p>実施要項「1. 趣旨」に記載のとおり、今回の調達においては、公共サービス改革に関する法律に基づき、民間事業者の創意工夫を活用し、公共サービスの質の向上と経費の削減を図る目的で一般競争入札(総合評価落札方式)としております。ご指摘のような特例を設けることは適当ではないと考えております。</p>	無